

総合計画

I 第2次諫早市総合計画

1 計画策定の趣旨

本市は、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする「ひとが輝く創造都市・諫早」を将来都市像に掲げた「総合計画」を策定し、その実現に向けた各種施策を推進することにより市勢の均衡ある発展に取り組み、本市の将来を見据えた土台づくりに努めてきました。

近年、少子高齢化・人口減少社会の到来や東日本大震災を契機とする安全安心に対する意識の高まり、グローバル化の急激な進展、経済環境の激変など我が国を取り巻く社会経済情勢は目まぐるしく変化しています。

本市においては、これらの影響のほか、西九州新幹線の開業に伴うまちづくりをはじめ、雇用・定住環境の整備などの大きな課題に直面しており、平成18年当時とは大きく様相が異なっています。

時代の流れとともに今後の課題を的確に捉え、市民や関係機関等と連携しながらまちづくりを進めていく必要があることから、10年後の本市の目指す姿を明らかにして、その実現のための取組の方向性を体系的に示す「第2次諫早市総合計画」を平成28年3月に策定しました。

2 計画の概要

(1) 計画の名称

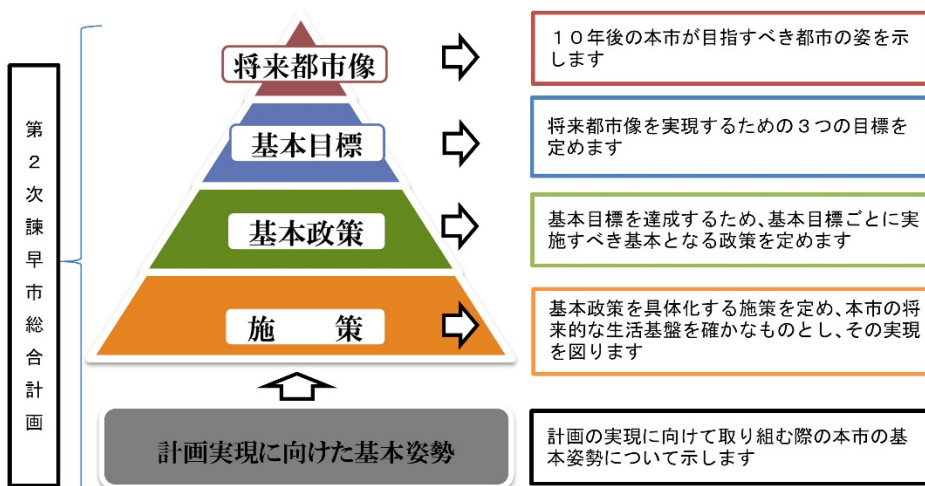
計画の名称は「第2次諫早市総合計画」とします。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成28年度を初年度とし、令和7年度までの10年間とします。

(3) 計画の構成

総合計画は、「将来都市像」、「基本目標」、「基本政策」、「施策」及び「計画実現に向けた基本姿勢」で構成します。「施策の展開」は、施策実現のための主な取組を表示しています。



(4) 他の計画との関係

総合計画は、本市が策定する計画の中で最上位に位置付けられる総合的なまちづくりの計画です。

3 計画推進の考え方

この計画は、10年後の本市の将来都市像を実現していくために、市民と行政が力を合わせて推進していくものです。

国、県、近隣市町、さらには大学、金融機関などの民間の機関とも連携を図りながら、市民に笑顔があふれ、将来に希望を持ち安心して暮らせるまちをつくります。

4 将来都市像と基本目標

第1節 本市の将来都市像

ひとが輝く創造都市・諫早
～笑顔あふれる希望と安心のまち～

諫早市のまちづくりにおいては、「ひと」が全ての中心です。

諫早市が有する多様な地域資源や地域力を活かした創造的な活動を展開することにより、雇用を創出し、次代を担う子どもを育て、新たな魅力や価値、活力を生み出す「創造都市」を目指し、誰もが希望をもって安心して暮らせる笑顔あふれるまちを実現していこうとするものです。

第2節 将来都市像の実現を目指す3つの基本目標

1 輝くひとづくり

- (1) 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援を図るなど「健やかなひとづくり」を目指します。
- (2) スポーツ・レクリエーションの振興、歴史と文化の継承・発展、男女共同参画社会づくりの推進、国際・国内交流の推進など「こころ豊かなひとづくり」を目指します。

2 活力あるしごとづくり

- (1) 特色ある農業、豊かな森林を育む林業、3つの海が育てる水産業の振興による「地域特性を活かした農林水産業」を目指します。
- (2) 個性と魅力あふれる商業の活性化、新たな産業活力の創生を図るなど「活力あふれる商工業の振興と

雇用の創出」を目指します。

- (3) おもてなしの観光づくりやふるさとの物産づくりなどにより「地域資源を活かした観光・物産」を目指します。

3 魅力あるまちづくり

- (1) 総合的な防災体制の強化や交通安全・防災意識の推進による「安全なまちづくり」を目指します。
- (2) 安心できる地域福祉や健康づくりと保健・医療の充実、明るく活力ある長寿社会づくりなどによる「安心なまちづくり」を目指します。
- (3) 自然環境の保全と継承、良好な市街地の整備、交通基盤の整備、都市機能の整備などを図り「快適なまちづくり」を目指します。

第3節 計画実現に向けた基本姿勢

1 市民目線の行政

- (1) シティプロモーションの展開により、地域の魅力を地域内外に発信することで「ひとが集うまち」を目指します。
- (2) 健全で効率的な行財政運営の推進により「市民の視点に立った行政」を目指します。

第4節 想定人口

国立社会保障・人口問題研究所が、平成25年3月に推計した「日本の地域別将来推計人口(都道府県・市区町村)」によれば、本市の総人口は、今後減少傾向が継続し、令和7年には約12万8千人となることが見込まれています。

しかしながら、今後、将来都市像実現のための様々な事業の推進により、減少傾向の抑制効果が期待されることから、別に定める「諫早市長期人口ビジョン」も踏まえ、計画最終年度である令和7年における本市の人口を13万5千人程度と想定したまちづくりに取り組むこととします。

5 将来都市像を実現するための政策・施策・基本姿勢

第1節 将来都市像を実現するための政策・施策体系

1 健やかなひとづくり

結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築を図ることで、誰もが安心して子どもを産み育てることができるまちづくりを目指します。

また、明日の「諫早」を担う子どもたちの「生きる力」を育みながら、健康な体をつくり、将来に大きな「夢」を抱きつつ、その実現に向けて学んでいくことができる環境づくりを推進するとともに、地域の人々とのふれあいや社会体験を通じて、青少年の健全育成活動の向上を図ります。

(1) 結婚～妊娠～出産～子育てへの切れ目のない支援

少子化の要因である未婚化・晩婚化の対策として男女の出会いの機会を増やすことや、結婚、妊娠、出産から子育てまでの切れ目のない支援体制の構築が求められています。

また、多様化するニーズに対応した保育体制の提供と児童の健全育成を図るとともに、ひとり親家庭の自立や要保護児童等への支援、子どもの貧困問題等に取り組み、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが期待されています。

こどもの城においては、子どもたちへの体験活動の機会を提供するとともに、親や指導者の体験学習への理解を深め、既存の枠組みを超えた充実した子育て・教育環境の構築が求められています。

男女の出会いの場の創出や結婚から子育てに至る切れ目のない支援を行うとともに、質の高い教育・保育の提供や家庭環境に応じた支援体制の充実と課題解決に向けて取り組み、地域ごとの保育需要に応じた子育て環境づくりを行います。更に保護者の負担軽減を図るため、子育て費用の軽減を図ります。

また、こどもの城と関係機関が連携し、子育てに関する相談の場と親や指導者が学び合えるような場を提供します。

(2) 学びと夢を育てる学校教育の充実

地域理解と郷土愛を育むとともに、グローバル化に対応した教育の実施や、生涯健康で心豊かな生活を送れるような教育を推進し、施設・設備等の有効かつ効率的な運用と教職員の指導力向上や創意ある学習指導法の創意工夫が求められています。

また、児童生徒及び教職員、保護者が互いに信頼できる環境づくりに努め、誰もが安心して学校生活を送ることができるよう、「いじめ・不登校」等の未然防止を図ることが必要です。

特色ある学校教育に加え、情報教育やふるさと教育、食育などにより、子どもたちの「生きる力」を育み、これからの時代に対応できる多様性を持つ子どもを育てます。

学校施設の有効活用等の適切な対応を検討し、施設や教材・教具の整備充実を図ります。

いじめ・不登校の防止に向けては、相談員の配置や関係機関・団体との連携により、総合的かつ効果的に推進します。

(3) 地域で支える青少年の健全育成

子どもの健全な育成に係る団体等においては、会員数の減少と指導者の高齢化についての対策が求められています。

また、放課後対策として安全安心な子どもの居場所を設け、地域住民との交流活動に努める必要があります。

体験活動の機会の提供や放課後子ども教室を開催するとともに、地域の人々とのふれあいや社会体験を通じて、青少年の健全育成活動の底上げを図ります。

また、新たな指導者等の人材の発掘・養成の推進に努めます。

2 こころ豊かなひとづくり

市民の健康で文化的な生活の維持向上を図るために、生涯スポーツ及びレクリエーションの振興と、芸術・文化活動への主体的な参加を促すとともに、郷土の歴史や伝統文化の継承へつなげていく環境

づくりに取り組みます。

また、全国的にも質の高い図書館の利便性を更に高め、人生における学習の場として生涯学習の機会を充実させ、学びの意欲に応える機会や各種講座の充実を図ります。

グローバル化が進む中で、市民の平和への願いを次世代に継承していくとともに、性別や職業、年齢などに関わりなく個性と能力を十分に発揮できる地域社会を構築し、国際性豊かな人材を育成するため、国内外の友好交流都市との信頼関係の醸成を図りながら、交流促進に努めます。

(1) スポーツ・レクリエーションの振興

スポーツ施設は市内全域に整備され充実しており、各競技団体等による様々な大会が開催され、地域に根ざした活動が行われています。

少子高齢化・人口減少社会が進行し、スポーツに対するニーズが多様化する中、市民がスポーツを楽しむとともに、競技力の向上が図られるよう、市民が身近にスポーツに親しむ環境づくりが必要です。

スポーツパーク諫早などの新たなスポーツ拠点施設の整備・充実を図りながら市民が利用しやすい施設運営を行います。

スポーツ大会開催等により市民のスポーツ意欲を高め、スポーツ関連団体等と連携しながら、ジュニアからシニア層までの生涯スポーツの推進に取り組みます。

(2) 芸術・文化活動の推進

芸術文化を尊ぶ風土づくりと市民文化の振興のため、芸術・文化活動の発表及び鑑賞等の機会を提供し、市民が気軽に、また主体的に芸術・文化活動に参加できる環境をつくることが求められています。

市民が参加できる芸術・文化活動を推進するとともに、優れた文化活動や作品の表彰など芸術文化を尊ぶ風土づくりと、市民文化を振興し、こころ豊かな生活を実現するための環境づくりに取り組みます。

(3) 歴史と文化の継承・発展

各地域の民俗芸能や伝統行事の後継者の減少が進んでおり、地域の活性化のためにも担い手や後継者を育成し継承していくことが急務となっています。

本市に関する歴史や文化財について、継承して学術的な調査が求められています。

歴史や文化財については、学術的な調査と適正な保存管理を行い、また地域の民俗芸能や伝統行事については、広く情報発信を行うとともに、次世代へ継承するための担い手育成を支援します。

(4) 世代を超えて学ぶ生涯学習

市民の学習機会の充実、学習意欲の向上に応えるため、各種講座などの更なる充実が必要です。

また、「図書館のまち諫早」として、市民のニーズに対応するサービスのあり方を検討する必要があります。

生涯学習センターを整備し、地域課題の解決に向けた講座の開催に努めるとともに、各種講座の充実に努めます。

また、図書館情報システムの更新等による多彩なサービスの提供をはじめ市民協働による図書館づくりを進めます。

(5) 男女共同参画社会づくりの推進

現在、女性の活躍促進が重要視されていますが、結婚や出産、介護等を機に離職するケースが多く、女性が社会復帰をする際にサポートする体制が求められています。男女共同参画の意識啓発と人材育成を図り、男女共同参画社会の実現に向けた取組が必要となります。

男女共同参画意識の啓発を図るフォーラム等の開催、広報活動により男女共同参画社会への理解を深める取組を行うとともに、起業についての基礎知識や再就職に必要なスキルの習得を促進する体制づくりを推進します。

(6) 恒久平和の推進と人権意識の醸成

風化していく戦争・被爆体験を継承し記録に残すため体験談収集を行い、被爆県として平和教育に取り組むとともに、生命の尊厳について学ぶ取組を実施する必要があります。

また、不当な差別や虐待、いじめなど様々な人権問題が深刻化しており、人間として幸せに生きる権利を踏みにじる行為の根絶と人権問題への理解促進が求められています。

平和教育についての取組を充実し、市民の平和への関心を高め「平和都市諫早宣言」を普及するとともに、市民の人権意識を高め、道德教育の充実を図ります。

(7) 国際・国内交流の推進

国際化が大きく進展している中、本市においても国際交流が進んでおり、多文化共生や国際理解の促進が必要となっています。

また、友好交流都市である、岡山県津山市及び島根県出雲市との3市間での友好交流と信頼関係の醸成を図る必要があります。

文化や歴史、習慣などお互いの違いを認め合いつつ、国際交流及び国内交流を市民主体で推進します。

3 地域特性を活かした農林水産業

集落を形成し、安定した暮らしや地域社会を支えてきた基幹産業である農業や水産業、林業では、産業従事者の高齢化や担い手不足が進行しており、集落環境の維持だけではなく、その多面的機能までもが失われつつあります。

地域の様々な特色を活かしながら、産業の持続的発展と資源循環型社会の構築に取り組んでいくために、就業の場としての魅力づくり、高付加価値化、生産基盤の充実、経営の拡大と安定に努め、新たな事業に取り組み、地域の特性を活かした作物の振興と多様な担い手を確保・育成するなど、魅力ある農林水産業づくりを目指します。

(1) 特色ある農業の振興

農村・中山間地域を中心とした農業従事者の高齢化・後継者不足等の問題により、集落機能が低下しています。農業の持続的発展と資源循環機能の維持のためにも、農業や畜産業を継続できる環境を整え、資源循環型社会の構築に取り組む必要があります。

また、農作物被害防止のため、有害鳥獣の捕獲・防護対策を進めるとともに、捕獲鳥獣の加工流通を促進する取組が必要です。

認定農業者や農業生産法人等の育成、新規就農者の確保を図り、農業生産基盤の整備、農産物のブランド化を推進するとともに、自然環境の保全や多面的機能の維持・増進による資源循環型社会の構築を目指します。

(2) 豊かな森林を育む林業の振興

森林は生産の場であるとともに、土砂災害の防止や水源かん養などの多面的機能を有しており、森林の有する多面的機能を十分に発揮させるとともに、市民が自然環境に親しめる森林整備を推進する必要があります。

ツクシシャクナゲを轟峡上流部の大渡やしゃくなげ高原に計画的に植栽するなど市民に親しみがある森づくりを推進します。

また、効率的・集約的な施業により林業の収益性の向上を図るとともに、広葉樹林や針葉樹林の整備を推進し、森林の有する多面的機能の向上を図ります。

(3) 3つの海が育てる水産業の振興

水産業を取り巻く環境は、生活排水や磯焼け被害、赤潮等の発生や漂流・漂着物など、外的要因による漁場環境の変化から漁場の生産能力が低下しており、漁業者の高齢化・後継者不足や経費の増大などの問題と合わせ、厳しい状況におかれています。

また、漁業関連施設の老朽化などにより就労環境が低下しており、漁業集落の環境整備に取り組む必要があります。

「とる漁業」から「つくり育てる漁業」への転換を推進し、漁場生産力の回復に向けた取組を進めるとともに、水産物のブランド化など収益性の向上を図ります。

また、漁業関連施設の長寿命化や漁村の活性化など漁業集落の環境整備を図ります。

4 活力あふれる商工業の振興と雇用の創出

中心市街地や商店街の活性化と魅力づくりを促進するため、地域に密着した市民参加型イベントの開催や商業基盤施設の整備を支援し、にぎわいと活気あふれる商店街づくりを推進します。

また、より一層の商工業の振興を図るため、企業が求める技術・能力に対応した人材の確保を目的とした職業訓練や就業支援などに取り組むとともに、新たな雇用の場の創出に対する支援や大型商業施設の立地を促進し、更なる交流人口の拡大や雇用の創出を図り、本市経済の活性化につなげることや所得の向上に努めます。

(1) 個性と魅力あふれる商業の活性化

商店街等が実施する文化性、地域性の高い市民参加型のイベント等に対して支援を行い、中心市街地の活性化を図るとともに、中小企業への経営指導や施策、制度の普及を促進することにより、経営の安定と健全な発展を図る必要があります。

魅力あるまちづくりのための商業基盤施設の整備や各種ソフト事業を支援するとともに、中小企業の経営安定や資金力の強化など、商工団体等への支援を行います。

(2) 安定した雇用の創出と人材育成

雇用の場の創出と求人情報の提供を推進し、市外への人材の流出に歯止めをかけ、UIターンによる人材の還流や定着を進めるとともに、有能な人材の確保・育成に努め、職業の安定と地位の向上を図る必要があります。

地域の雇用や産業振興への取組に対して支援を行うとともに、有能な人材の育成と勤労者の福祉

の増進を図ります。

(3) 新たな産業活力の創生

新たな産業団地の整備や大型商業施設の立地促進については、市全体の中で適切な場所を見極めながら候補地の選定を行い、検討を進める必要があります。

また、創業から創業後の支援体制の整備により新たな事業の創出を促進し、本市経済の活性化に努める必要があります。

企業誘致や新たな産業団地の整備、事業の創出により、雇用の場の創出と拡大を図り、人材の還流や定着を目指すとともに、本市経済の活性化につなげます。

また、大型商業施設の立地を促進し、更なる交流人口の拡大や雇用の創出を図ります。

5 地域資源を活かした観光・物産

交通の要衝としての地の利を活かし、交通の利便性を高めながら、「諫早」ならではの特産品を普及させていくだけではなく、それらを活かした体験型ツアーの実施や 6 次産業化に取り組み、市外へ向けたPR活動を進めます。

また、観光客が求める情報を適切に提供していくため、観光パンフレット等の各種媒体を活用した情報発信に努めるとともに、スポーツ施設の維持整備に取り組み、スポーツ大会の開催やコンベンション等の誘致による交流人口の拡大を図り、観光地の環境保全や自然干陸地などの魅力ある水辺空間づくりを推進します。

(1) おもてなしの観光づくり

観光客が求めている情報等の収集に努め、観光パンフレット等の各種媒体を活用した情報発信により、交流人口の拡大を図る必要があります。

また、自然干陸地は地域交流の場や観光地として定着しており、環境保全活動や魅力ある水辺空間づくりを推進していく必要があります。

観光パンフレット、ホームページやSNS等の活用

により、効果的な情報発信を行います。また、のん
 のこ諫早まつり等への参加促進によるにぎわいの
 創出を図ります。

自然干陸地については、環境保全活動等を継続
 して行いながら利活用を図ります。

(2) ふるさとの物産づくり

市内企業と農林漁業者の協力により地場産品の
 普及促進・販路拡大と新たな地場産品の創出に取
 り組み、地場産品愛用の啓発を図るとともに、県外
 等へのPRを含めた新たな取組が必要です。

特色ある地場産品の加工販売や新商品開発等に
 取り組み、県内外で開催される各種物産展や企業
 の商談会への積極的参加に支援します。

(3) 交流促進による地域の活性化

交通の要衝として優れた交通アクセスや豊かな
 自然や充実したスポーツ施設などを有しており、コ
 ンベンション等開催助成制度を設けて大会・合宿等
 の誘致に取り組んでいます。こうした本市の魅力を
 PRし、地域資源を最大限に活用した交流人口の拡
 大を促進し、地域の活性化につなげていく必要があ
 ります。

スポーツ・文化施設整備や豊かな自然を活かした
 交流環境づくりを行い、スポーツ大会などの開催や、
 プロスポーツを通して交流人口の拡大に努め、宿泊
 者等の増加による地域活性化を図ります。

6 安全なまちづくり

本市は地理的に集中豪雨や台風などの影響を受け
 やすく、過去に幾多の災害が発生し、多くの尊い生命
 や財産が失われています。近年の異常気象により引き
 起こされる洪水・土砂災害や津波・高潮等の被害の拡
 大を抑えるため、治水対策及び消防防災体制を検証し、
 地域防災力の強化による災害に強いまちづくりを進
 めます。

また、子どもから高齢者まで、誰もが安全に通行で
 きる歩道の整備を進め、交通安全意識の向上や交通
 安全施設の充実、防犯意識の普及・啓発に努めると

もに、多様化する消費者トラブル等への相談体制を充
 実するなど、安全なまちづくりを進めます。

(1) 総合的な防災体制の強化

本市は集中豪雨が発生しやすく、洪水・土砂災害
 等への備えとして、危険箇所の早急な対策工事や
 排水機器等の定期的な整備点検などが求められて
 います。また、津波・高潮等の対策として、防波堤や
 海岸保全施設の整備を継続して行う必要があります。

防災行政無線については、全市域における安定
 した運用を確立し、また、消防団の団員確保や活動
 支援、装備の充実を図り、地域防災力の向上に努め
 る必要があります。

河川改修や急傾斜地崩壊対策などの治水対策及
 び消防団活動の推進や防災情報の伝達など消防防
 災体制を確立するとともに、市民の防災意識の向
 上による地域防災力の強化を図り、災害に強いま
 ちづくりを推進します。

(2) 交通安全・防犯意識の推進

高齢者や子どもたちが安全に通行できる歩道や
 通学路の安全対策やバリアフリー化を進め、事故防
 止対策を継続し、効果的に道路整備を進めていく
 必要があります。

また、防犯灯の設置・維持への支援や防犯活動を
 推進し、地域ぐるみで子どもたちの安全を守る必要
 があります。

悪徳商法やインターネット通販等による消費者ト
 ラブルなど、複雑・多様化した問題を未然に防ぐた
 めの積極的な情報提供や相談体制の充実が必要と
 なります。

全ての人に優しい歩道の整備を進め、交通事故
 の防止に努めるとともに、通学路の安全確保や防
 犯灯の設置・維持の支援など、安全安心で暮らしや
 すい地域づくりを推進します。

消費者トラブル等を未然に防ぐための情報提供
 や講座の実施、トラブルに対する相談体制の整備を
 促進します。

7 安心なまちづくり

生活様式の複雑化・多様化や少子高齢化の進行などに伴い、地域でのつながりが希薄になりつつあります。このような中、地域においては、公的な制度だけでは対応できない生活課題も生じており、改めて地域における支え合いが必要となってきました。

誰もが住み慣れた地域で、健康で、安心して暮らしていけるよう、保健、医療、福祉サービスの充実と総合的な提供を図るとともに、住民同士の連携を深め、地域で自立した生活を営むことができる地域福祉の実現と、地域全体で支え合い助け合う市民総参加のまちづくりを目指します。

(1) 安心できる地域福祉

複雑化・多様化している生活課題の解決のためには、公的サービスのみならず、地域住民をはじめとした多様な主体の参画による支え合いが必要とされています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域の身近な課題は地域で解決できるよう、住民の取組を支援し、地域で支え合う体制を構築する必要があります。

地域福祉の担い手の支援や育成に取り組み、地域での支え合いを促進するとともに、地域で相談・発見・解決できる仕組みづくりや、地域における見守り体制等の確立に努めます。

(2) 健康づくりと保健・医療の充実

高齢化の進行や生活習慣の変化により生活習慣病が増加傾向にあるため、市民の健康づくりを支援するとともに、健康診査の受診率を高め、疾病の予防や早期発見・早期治療につなげる環境を構築することが必要です。

また、市民が健康で安心した生活ができるよう、国民健康保険事業の安定的な運営に努める必要があります。

生活習慣病を予防するため、健康増進に関する普及啓発により市民の健康づくりへの意識を高めるとともに、健康診査等の受診を推進します。また、

年間を通じて24時間対応できる診療体制を継続します。

国民健康保険事業については、安定的な運営のために、財源の確保と医療費の適正化を図ります。

(3) 明るく活力ある長寿社会づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる「地域包括ケアシステム」の構築を図るため、地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、在宅医療・介護の連携を推進し、介護予防や介護サービス基盤の整備を含めた体制づくりを行っていくことが必要とされています。

また、高齢者の生きがいづくりを増進し、活躍できる場の提供及びその支援策を検討する必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、地域包括ケアシステムを構築するとともに、在宅サービス及び施設サービスの適正な水準の維持を目指します。

(4) 自立と共生の障害者支援

障害の有無に関わらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けて、障害のある人の多種多様な相談に対応する相談支援体制づくりを進めることが必要とされています。

また、障害のある人の社会参加の促進や、障害及び障害のある人に対する理解をより深めることが必要です。

障害のある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことが出来るよう、相談窓口の充実を図り、障害福祉サービスを提供します。

また、障害のある人の社会参加を促進するための様々な事業を行うとともに、障害及び障害のある人に対する理解をより深めるなど、効果的な取組に努めます。

8 快適なまちづくり

新幹線開業を踏まえ、新しい時代環境に適応した広域交通網の整備と都市機能の充実を図り、良好な市街地や住環境を形成します。また、豊かな自然環境を活かした公園や森林・河川の整備をはじめ、市民生活の利便性を高める道路網や、公共交通等の総合的な維持連携、強化を図ります。

バリアフリーの環境づくりを展開するとともに、点在する空き家問題の解消や都市機能の拡散を解消するため、定住人口の増加を図りながら、快適な生活環境づくりを推進します。

(1) 自然環境の保全と継承

市内の環境状況を把握していくために、各種環境調査を定期的実施する必要があります。

また、環境学習会などの学習機会を充実させるとともに、ごみの排出抑制・再資源化、公共用水域の水質改善などに取り組み、環境保全や資源の再利用に対する市民の意識向上や環境保全活動の推進を図ることが必要です。

環境への負荷ができるだけ低減される社会を形成するため、ごみの排出抑制・再資源化を推進するとともに、行政、事業者、市民団体が協働して、環境保全活動に取り組んでいきます。

(2) 水とみどり豊かなまち

住宅団地の開発等により、一定規模の広さを有する公園・緑地の需要が高まっている地域もあり、既存公園の再編を含めた公園の整備が求められています。

また、本市は良好な自然環境や田園風景など魅力ある景観を有しており、それらを適正に保全するとともに、花と緑に囲まれたまちづくりを推進していく必要があります。

水辺においては、水と親しむ空間の整備が行われており、市民の憩いの場として期待されています。

地域ごとにバランスのとれた公園整備を図るとともに、市民参加による緑化推進に努めます。また、河川愛護の意識の高揚を図り、地域住民やボラン

ティア等の参加による河川の美化や清掃活動の支援を行い、市民が集う憩いの場として利用される空間づくりを目指します。

(3) 良好な市街地の整備

安全で安心して利用できる水道水を将来にわたり安定的に供給するために、効率的な施設の整備・更新を進める必要があります。

また、全ての市民が自立して暮らせるバリアフリーの環境づくりが求められている中、健康で快適な生活環境を実現するために生活排水対策事業や地域のニーズに的確に対応した生活基盤の整備が必要となっています。

健康で快適な生活環境の実現のため、公共施設や交通拠点等における率先的なバリアフリーに対する取組の推進や、上・下水道の整備、各種生活基盤の整備を図ります。

(4) 交通基盤の整備

本市は県央部に位置し広域幹線道路網が形成されていますが、市街地における交通渋滞により交通拠点としての機能が阻害されており、地域高規格道路等の早期整備が求められるとともに、西九州新幹線については、交通結節機能の強化や利便性の向上を図る必要があります。

路線バスなどの公共交通機関においては、利用者の減少によりその存続が危ぶまれていることから、市民への利用促進と公的支援が必要となっています。

また、港湾においては、不法係留や廃船の放置に対する港湾管理者の指導が必要です。

西九州新幹線の開業に伴い、事業を推進するとともに、国道・県道の拡幅や地域高規格道路の早期整備、港湾施設の管理など、地域の生活に密着した交通網の拡充を図ります。

(5) 都市機能の整備

定住人口の増加を図るために、住宅開発について更なる規制緩和対策が求められる一方で、市内

における空き家についての問題があります。

市外への人の流出を抑えるためにも、商業をはじめとした都市機能の適正な配置や、まちの活性化とにぎわいの創出が求められています。

都市機能の集積や商業集積地の機能を高めることにより、良好な居住環境の整備とまちの再生を図るとともに、まち全体の活性化を図ります。

また、人口減少問題の対策として地域特性に応じた施策を検討しつつ、定住促進に取り組めます。

(6) 多様な地域づくりの推進

地域活動の主要な担い手である自治会などの地域団体は、担い手・後継者不足が進行し、コミュニティの維持そのものが困難になってきている地域もあります。

多様化する住民ニーズに対応するためにも、地域のまちづくり活動の支援や活性化への取組を支援する必要があります。

良好な地域社会の維持のため集会所の機能維持に努め、自治会への加入を促進し、自治活動を支援することにより、地域のつながりを守るとともに市民協働による特色ある地域づくりを推進します。

第2節 計画実現に向けた基本姿勢

1 市民目線の行政

公正かつ透明性の高い行政運営を推進するため、情報公開制度の充実など市民自治の観点から幅広い情報提供に努め、開かれた市政の推進を図ります。

全国的な人口減少と少子高齢化の進展により、活力低下が懸念されています。本市においてもその抑制のため、全てのひとが暮らしやすく、活動しやすいまちとして本市の魅力や価値を再発見するとともに、情報を広く発信しながら、シティプロモーションに取り組めます。

また、時代の変化に伴い多様化する市民ニーズに的確に対応するため、行政組織の整備・改革や職員の能力向上を図ります。

共通の課題解決に向けて近隣市町との関係強化を

図るとともに、民間とも連携・協働しながら時代に対応したまちづくりを進め、計画の実現に向けて取り組めます。

(1) シティプロモーションの展開

今後も進展する人口減少や少子高齢化により、地域の活力低下が懸念されており、住民や企業、各種団体に「選ばれる地域」になることが最重要となります。

新幹線開業に伴い、全国に本市の取組や魅力を適切に伝えとともに、地域の活力を引き出すシティプロモーションに取り組め、地域が一体となって魅力を発信し、活力を生み出すことが必要です。

また、市民に伝わりやすい広報に努めるとともに、様々な意見を集約し市の施策に反映させていくことが求められています。

地域イメージの向上に取り組めながら、市民の地域に対する愛着の醸成と交流人口の拡大を目指します。また、時代に対応した広報手段を模索するとともに、親しみの持てる情報発信に努めます。

(2) 健全で効率的な行財政運営の推進

時代の変化や新たな行政需要、多様化する市民ニーズに的確に対応するため、弾力的な行政組織の整備を推進するとともに、市政情報の積極的な情報公開と個人情報の保護に取り組む必要があります。

また、近隣市町との連携強化を図り、共通の課題解決に向けた取組と大学、金融機関と連携したまちづくりを進めていくことが必要です。

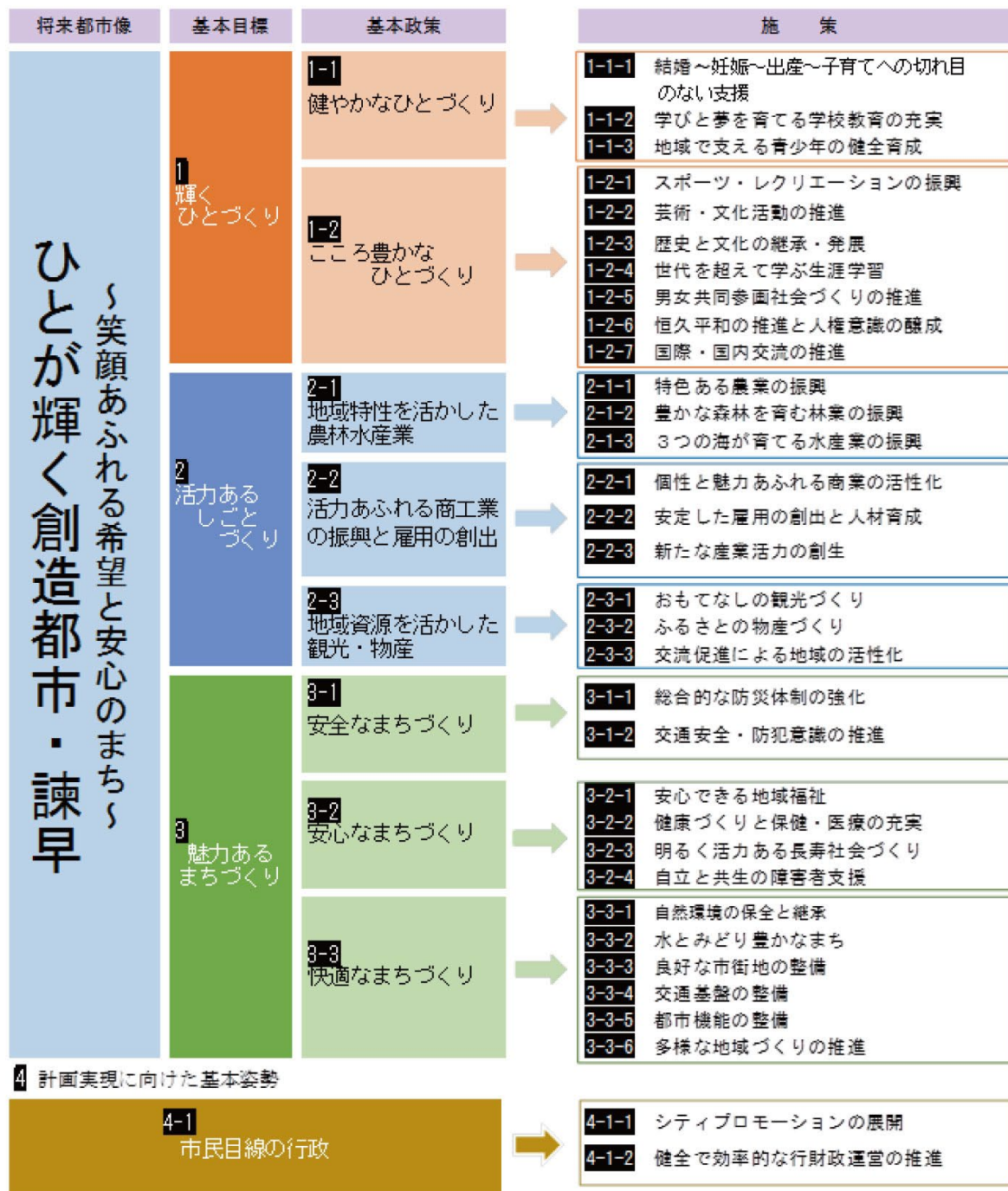
行政事務においては、市政情報の公開と個人情報の保護に取り組むとともに、職員の能力向上のため効果的な研修に取り組め、行政サービスの質の向上を図ります。

また、近隣市町との連携強化を図りながら広域的な課題に対応するとともに、大学、金融機関と連携してまちづくりを進めます。

6 将来都市像を実現するための政策・施策体系図

将来像を実現するための政策施策体系図

将来都市像「希望と安心・自立するまち諫早」の実現を目指し、3つの「基本目標」と「基本政策」を具体化する「施策」を定めその推進を図る。



7 重点プロジェクト

計画期間において、本市の将来的な生活基盤を確かなものにするため、特に重点的に取り組むべき計画等を「重点プロジェクト」に位置付け、その実現を推進します。

プロジェクト1 将来に希望を持ち安心できる子育て支援

- 施策の展開 ・子どもを産み育てる環境づくり
 - ・幼児期の学校教育や保育の充実
 - ・子育て家庭への経済的支援 ・子育て・子育て支援
 - ・こどもの城を活用した子育て支援の充実

プロジェクト2 スポーツのまち諫早の推進による交流促進

- 施策の展開 ・スポーツ拠点施設の整備 ・生涯スポーツの振興
 - ・スポーツツーリズムによる交流人口の拡大

プロジェクト3 産業基盤の充実による活力の創出

- 施策の展開 ・農業基盤の整備 ・地域産業を支える人材の確保・育成
 - ・企業立地の促進 ・新産業団地の整備推進

プロジェクト4 地域資源を活かした観光・物産の振興

- 施策の展開 ・道の駅等を活用した地場製品の販売促進
 - ・観光情報の発信
 - ・干拓資源の総合的な活用
 - ・本明川に親しむまちづくり

プロジェクト5 新幹線開業効果を最大限に活かしたまちづくり

- 施策の展開 ・幹線道路網の整備
 - ・地域公共交通の整備
 - ・市街地開発事業
 - ・新幹線開業プロモーションの推進

プロジェクト6 人口減少に歯止めをかける定住環境づくり

- 施策の展開 ・土地利用の規制緩和と定住促進
 - ・特色あるまちづくりの推進

プロジェクト7 魅力発信による交流人口拡大の推進

- 施策の展開 ・シティプロモーションの推進
 - ・文化・自然ツーリズム等による交流人口の拡大

